



(収 受 印)		整理番号	※	
令和 年 月 日	申 告 者	(住所) 〒 —	(電話) 局 番	
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)		
		(個人番号又は 法人番号)	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
酒税法施行令第17条・第54条の規定により下記のとおり申告します。				
記				
異 動 事 項	住 所	前		
		後		
	氏 名 又 は 名 称	前		
		後		
	個 人 番 号	前		
		後		
	製 造 場 又 は 販 売 場	所 在 地	前	
		名 称	前	
	法 定 代 理 人、 役 員 及 び 販 売 場 の 支 配 人	前		
		後		
異 動 理 由				
摘 要		異動年月日 令和 年 月 日 本店又は住所を所轄する税務署管内における販売場の有無 (有 ・ 無)		

※ 税務署処理欄

番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()	入力・確認	年 月 日	担当者
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済				

異動申告書（CC1-5612）の記載要領

- 1 この申告書は、次の事項に異動を生じた場合又は酒類販売業者で販売場を設けていない者がその住所の移転を申告する場合に提出してください。
 - (1) 酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者の住所、個人番号、氏名又は名称並びに製造場の所在地及び名称
 - (2) 酒類販売業者の住所、個人番号、氏名又は名称並びに販売場の所在地及び名称
 - (3) 百貨店等の店舗内、プラットホーム又は駅構内（プラットホームを除く。以下、この記載要領において同じ。）における販売場の位置（当該百貨店等内の他の場所への移動又は数カ所の酒類販売場の設置、他のプラットホーム又は駅構内の他の場所への移動に限る。）
 - (4) 酒類等の製造者及び酒類販売業者の法定代理人、役員及び販売場の支配人
 - (5) 酒類等の製造者及び酒類販売業者である法人がその組織を変更する場合
- 2 酒類販売業者で販売場を設けていない者がその住所の移転を申告する場合には、「異動理由」欄に移転の理由及び年月日を記載してください。
- 3 製造場又は販売場の所在地に異動があった場合（単なる市町村等行政区画の名称の変更の場合を除く。）には、異動後の図面を添付してください。
- 4 百貨店等の店舗内、他のプラットホーム又は駅構内の他の場所へ販売場を異動した場合には、次の書類を添付してください。
 - (1) 異動後の販売場の図面（位置が明瞭であるもの。）
 - (2) 百貨店等からその店舗の一部を賃借している者又はプラットホーム若しくは駅構内の一部を賃借している者にあつては、異動後の販売場についての新たな賃貸借契約書の写し
- 5 「摘要」欄の「異動年月日」には、次表の異動内容に応じて、その異動の生じた年月日を記載してください。また、「本店又は住所地を所轄する税務署管内における販売場の有無」について、○で囲んでください。

異動内容	記載する異動年月日
住所又は所在地が変更になった場合	・ 個人の場合 住民票記載の異動年月日 ・ 法人の場合 法人登記事項証明書記載の登記年月日
法人の名称を変更した場合	法人登記事項証明書記載の登記年月日
法人の組織変更 ^(注) をした場合	
法人の役員が変わった場合	

(注) 「法人の組織変更」とは、株式会社から持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）への変更、持分会社から株式会社への変更をいい、特例有限会社から株式会社への変更及び持分会社間の種類の変更を含みます。

- 6 この申告が上記2の場合又は法定代理人、役員及び販売場の支配人のみの異動の場合は個人番号を記載しないでください。
- 7 ※印欄は記載しないでください。
- 8 申告書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。